

砺波市農業委員会 1月総会議事録

開催日時 令和4年1月6日(木) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 27名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	23番	原野 敬司
8番	飯田 輝一	24番	前野 久
9番	堀田 敬三	25番	石田 智久
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
12番	片山 雅喜	28番	吉田 孝夫
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登
14番	川邊 孝之		

欠席した委員 2名

18番	亀永 理恵	22番	宮崎 雄介
-----	-------	-----	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	津田 泰二	主幹	大石 哲也	主査	瀬賀 晶子
------	-------	----	-------	----	-------

農業振興課 1名

農地調整係	主事	蟹田 凌太郎
-------	----	--------

付議案件

議事

- 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用賃借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 協議第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について

報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(開会 14:00)

事務局 明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いいたします。
定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会1月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 あけましておめでとうございます。
昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、いろいろと制限のある一年でしたが、総会を無事に開催することができ、安堵しております。
最近、強い感染力で猛威を振るう新変異株「オミクロン株」が流行し、全国的に新規感染者が増加していますので、引き続き、感染対策をしっかり行う等して、気をつけていただきたいと思います。
本日は案件がたくさんありますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告いたします。
本日は、在任委員29名中、27名が出席されています。
よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。
なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から、議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号12番 片山雅喜委員・議席番号13番 黒田英嗣委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
「議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

1番から4番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」の5つの許可条件をすべて満たしております。

1番は、農業委員のあっせん委員会を通して公益社団法人富山県農林水産公社の農地中間管理機構の事業の特例に関する事業により、農地を取得します。

2番は、仲間田を集約する契約がまとまりました。

3番は、耕作の利便性を図るため、農地を集約し取得します。

4番は、相続農地について、離村離農を希望していたところ、農地所有適格法人与契約がまとまりました。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 ここで、4番の案件につきましては、21番の山本憲政委員に関する案件となりますので、会場から一時ご退席をお願いします。

(21番 山本憲政委員 退室)

ただ今、事務局より説明のありました「議案第27号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 野原委員、どうぞ。

野原委員 1番は、11月5日の総会で報告事項にありました個人の方が離農のため、公益社団法人富山県農林水産公社に農地を売り渡した案件で、今回は、その農地を農地所有適格法人が買い入れるものです。

ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 原野委員、どうぞ。

原野委員 3番について、補足説明させていただきます。譲受人は担い手農家で、後継人として息子さんが、この地域で様々な農産物を生産しておられますので、申請地も畑として利用されると思います。

なお、譲渡人の農地と譲受人の山林を等価交換されるものです。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第27号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

(21番 山本憲政 委員 入室)

議 長 続きまして、「議案第28号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。
まず、この案件は、次の議案第29号の番号4と関連しますので、よろしくをお願いします。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから4ページ及び17ページから20ページまでと、併せてをお願いします。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、住環境が充実しています。

小・中学校に近いことから、家族層向けの共同住宅を建築する計画としています。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第28号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 この案件と議案第29号の4番は関連しますので、一括してご説明させていただきます。

申請人は、不動産業を営んでおります。この度、共同住宅を設けるにあたり、議案第29号の4番の農地を所有権移転により取得し、一体的に共同住宅敷地として農地転用するものです。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 吉田委員、どうぞ。

吉田一馬委員 小さい面積の農地がありますが、理由が分かれば教えてください。

事 務 局 区画整理事業の換地の手法により、このような農地面積となっており、意図的ではありません。

農地としては、隣接農地と一体的に耕作することになっています。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。

ただ今の「議案第28号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、「議案第29号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。

今月の案件は、7件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の5ページから8ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、商業地域としての発展が著しく進んでいる地域となります。

譲受人は、周辺住民及び店舗従業員の駐車場が不足しているから、貸し駐車場及びコインパーキングを営む計画としています。

(議案書番号 2 朗読)

別添の位置図の 9 ページから 12 ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。

農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、商業地域としての発展が著しく進んでいる地域となります。

譲受人は、貸店舗の建設用地とするため、宅地造成を行う計画としております。

(議案書番号 3 朗読)

別添の位置図の 13 ページから 16 ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。

農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、住環境が充実しています。この度、住宅メーカーからの譲渡依頼に応じることになり、3 軒分の分譲住宅地を供給する計画としています。

(議案書番号 4 朗読)

こちらの案件は、先にご審議をいただいた 2 ページの議案第 28 号の案件に関連する内容でございます。

小・中学校に近いことから、家族層向けの共同住宅を建築する計画としています。

続いて、番号 5 については、番号 6 と関連がありますので、併せてご説明いたします。

(議案書番号 5・6 朗読)

別添の位置図の 21 ページから 28 ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。
申請地は、市街地周辺で公共インフラ整備が整っています。
市街地に隣接し、住環境が整い需要が高いことから、共同住宅を建築する計画としています。

(議案書番号7朗読)

別添の位置図の29ページから32ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「既存の施設の拡張」に該当します。
譲受人は、隣接の敷地をすでに社員寮として利用しています。
物置が設置されている敷地の一部が、隣接の農地に入り込んでいることが
分かり農地を購入したうえで宅地への転用を図ります。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第29号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1・2番ですが、1番は貸駐車場で、2番の5筆も貸店舗敷地です。同じ方が、譲受人となっています。

3番は分譲宅地住宅で、4番は先程、議案第28号で説明した通りです。
ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　西原委員、どうぞ。

西原委員 　　5番から7番ですが、5・6番は関連があり、昨年4月に農振除外で既に承認されている案件です。7番は、農地転用の是正案件です。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第29号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の33ページから36ページまでと、併せてお願いします。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。
農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。
息子夫婦の住宅を建築にあたり、隣接農地の一部を転用する計画として
います。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の37ページから40ページまでと、併せてお願いします。
申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。
許可基準は、2年間以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。
砂利採取は、本年4年4月から令和6年3月までとし、深さは10m、
採取量は隣接市の農地と合わせて、約84,000m³の計画として
います。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の41ページから44ページまでと、併せてお願いします。
申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。
許可基準は、2年間以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。

砂利採取は、本年4年3月から令和6年2月までとし、深さは10m、採取量は約49,000m³の計画としています。

次の案件につきましては、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書番号4の農地区分は、第1種農地となっておりますが、正しくは第3種農地になりますので、お願いいたします。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の45ページから48ページまでと、併せてお願いいたします。申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

息子夫婦の住宅を建築するにあたり、隣接農地を転用する計画です。

また、既存の物置敷地が農地であることが分かったため、宅地への転用をあわせて行います。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第30号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　　1番の案件については、自宅に隣接する場所で、長男夫婦の住宅を建てるもので、昨年の6月総会で農振除外申請が承認されている案件です。

2番は、隣接市にまたがって砂利採取が行われるもので、砺波市の農地が全体の3割程を占めます。掘削深は10mのため、特に問題はないかと思えます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　　3番についてですが、耕作者と利用権は解約する話が整っています。付近には学校等があるため、通学道路の確保について、地元十分に説明するよう要請してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 西原委員、どうぞ。

西原委員 4番の転用目的は、分家住宅敷地等であり、一部は無断転用の是正も含まれます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第30号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の6ページをお願いします。
また、別添の「非農地証明願位置図」の1ページから8ページまでと、併せてをお願いします。
協議事項1号、非農地証明書の発行に伴う意見につきましては、総面積6,428㎡について願い出がございます。
12月17日に現地を事務局において確認したところ、すでに山林の様相を呈しており、農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となり、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれ、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。
以上でございます。
ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 原野委員、どうぞ。

原野委員　この地域は、昭和50年代に圃場整備が行われましたが、水が十分に確保できない理由で、圃場整備には参加せず、写真でご覧の通り、現地は既に山林化しております。

議　長　他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議　長　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号について、事務局より説明願います。

事 務 局　(報告第1号・第2号朗読)

議案書の14ページ、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、議案書の16ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、私からは、以上でございます。

議　長　ただ今、報告を受けた報告第1号・第2号について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

(なしの声あり)

議　長　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会14:50)

本会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和4年1月6日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印